

様式第四号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

(単位:千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和3年 3月31日残高	1,590,266	△ 3,861	1,586,405	1,586,405
当期純利益	-	611,873	611,873	611,873
会計年度中の変動額合計	-	611,873	611,873	611,873
令和4年3月31日 残高	1,590,266	608,012	2,198,278	2,198,278

様式第五号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	7,710,126	583,043		8,293,169	2,053,220	416,148	6,239,949
	構築物	545,820			545,820	143,630	19,488	402,189
	医療用器械備品	3,906,928	283,804	5,444	4,185,288	2,540,530	374,576	1,644,757
	その他の器械備品	1,191,975	587,790		1,779,766	754,792	94,442	1,024,974
	車両	121,582	43,466	10,525	154,523	113,751	11,806	40,771
	土地	4,388,472			4,388,472		0	4,388,472
	リース資産	428,020	8,759	218,536	218,243	113,121	46,939	105,122
	その他の有形固定資産	3,886,794	1,736,920	1,243,364	4,380,351	1,562,944	251,076	2,817,406
	計	22,179,720	3,243,785	1,477,870	23,945,635	7,281,991	1,214,479	16,663,643
無形 固定 資産	営業権	667,678			667,678	211,664	33,383	456,013
	ソフトウェア	735,034	199,625	459,796	474,863	240,182	148,983	234,681
	その他無形固定資産	2,700			2,700			2,700
	計	1,405,413	199,625	459,796	1,145,241	451,846	182,367	693,395
その 他の 資産	出資金	21			21			21
	保険積立金	511	1		512			512
	保証金	2,297	6,300		8,597			8,597
	役員等長期貸付金	274,210	163,592	59,070	378,732			378,732
	長期前払費用	93,590	8,304	16,953	84,941			84,941
	敷金	10,982	73	5,869	5,186			5,186
	その他の資産	17,120			17,120	2,553	319	14,566
	計	398,733	178,270	81,892	495,109	2,553	319	492,556

建物の増加額：与次郎米盛クリニック建設による増加

医療用器械備品の増加額：与次郎米盛クリニック開設による増加

その他の器械備品の増加額：与次郎米盛クリニック開設による増加

その他の有形固定資産の増加額：与次郎米盛クリニック開設による増加

ソフトウェアの増加額：電子カルテ更新等による増加

ソフトウェアの減少額：電子カルテ更新による減少

様式第六号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	990	980	96	894	980
退職給付引当金	333,250	58,824	25,001		367,073

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である

様式第七号

法人名 社会医療法人緑泉会 ※医療法人整理番号

--	--	--	--

 所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	977,500	977,500	0.38	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	643,896	643,896	1	—
長期借入金（1年以内に返済 予定のものを除く）	17,699,286	17,055,390	0.94	令和20年6月
合 計	19,320,682	18,676,786	—	—

（注）長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後
5年内における1年ごとの返済予定額の総額 (千円)

区分	1年超2年以 内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内
長期借入金	4,868,896	775,396	801,696	801,696

様式第八号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	3,064,271	-	3,064,271	4,746	-	3,069,018
給与費	7,224,849	591,274	7,816,124	112,486	-	7,928,611
委託費	919,547	75,314	994,862	72,346	0	1,067,209
経費	2,202,524	166,805	2,369,329	35,390	13,559	2,418,280
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	13,411,193	833,395	14,244,588	224,971	13,559	14,483,118

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産は最終仕入原価法を採用している

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）は定額法による

②無形固定資産は定額法による

③リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を原則法により計算し、計上している

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上している

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(1) 資産及び負債のうち、収益業務に係るもの(単位:千円)

建物	26,480
その他の器械備品	7,331
減価償却累計額	<u>△19,142</u>
資産合計	<u>14,669</u>
前受金	<u>2,907</u>
負債合計	<u>2,907</u>

(2) 収益業務からの繰入金の状況

(単位:千円)

	前期末残高	当期繰入額	当期元入額	当期末残高
繰入純額	△13,104	2,344	-	△10,760

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産は以下の通りである

土地 4,225,921 千円

建物 6,239,949 千円

構築物 293,427 千円

合計 10,759,297 千円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りである

借入金 18,676,786 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,281,991 千円

(2) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表への影響額

主な補助金等の内容

(単位:千円)

補助金の内容	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
新型コロナウイルス感染症患者受入等入院受入医療機関緊急支援事業	厚生労働省	249,000	事業収益（本来業務）
新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業	鹿児島県	674,955	事業収益（本来業務）
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業	鹿児島県	72,923	事業収益（本来業務）
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	鹿児島県	22,165	特別利益（本来業務）
企業主導型保育事業運営費	児童育成協会	18,203	事業収益（本来業務）

(3) 退職給付債務の内容

① 退職給付債務	△367,073 千円
② 年金資産	—
③ 未積立退職給付債務①+②	△367,073 千円
④ 未認識数理計算上の差異	—
⑤ 未認識過去勤務債務	—
⑥ 貸借対照表計上額純額③+④+⑤	△367,073 千円
⑦ 退職給付引当金	△367,073 千円

独立監査人の監査報告書

令和4年6月16日

社会医療法人緑泉会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人緑泉会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上